

生涯現役地域づくり環境整備事業に係る継続等基準について

事業の実施期間は最大3年間ではあるが、各年度の支援メニューごとのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について、下記アの事業継続の可否及び改善計画の作成の基準（以下「継続等基準」という。）に基づき、事業継続の可否等を決定します。

継続等基準

ア 第1期の評価基準期間の実績に基づく措置

- a. 第1期のアウトプット実績が計上されず、実施していないと判断される支援メニューが一つでも存在する場合は、原則として、事業2年目の事業全体の継続を不可とします。
- b. 第1期のアウトカム実績が目標の5割以下の支援メニューは、事業2年目の該当支援メニュー実施に当たっての改善計画の作成とその実行を指示します。なお、「高年齢者の雇用・就業者数」、「高年齢者以外の者の雇用・就業者数」について、各支援メニューではなく、事業全体のアウトカム指標として設定している場合は、事業全体の改善計画の作成やその実行を指示します。

イ 第2期の評価基準期間の実績に基づく措置

- a. 第2期のアウトプット実績が計上されず、支援メニューを実施していないと判断される支援メニューが一つでも存在する場合は、事業3年目の事業全体の継続を不可とします。
- b. 第2期のアウトカム実績が目標の8割以下の支援メニューは、事業3年目の該当支援メニュー実施に当たっての改善計画の作成とその実行を指示します。なお、「高年齢者の雇用・就業者数」、「高年齢者以外の者の雇用・就業者数」について、各支援メニューではなく、事業全体のアウトカム指標として設定している場合は、事業全体の改善計画の作成やその実行を指示します。

【参考：評価基準期間】

- ・ 第1期 事業開始から事業1年目の第3四半期まで
- ・ 第2期 事業1年目の第4四半期から事業2年目の第3四半期まで
- ・ 第3期 事業2年目の第4四半期から事業3年目の第3四半期まで